

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和5年10月3日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和5年10月3日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第15号 令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第16号 令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について

議案第17号 令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第18号 令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第19号 令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第20号 令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第22号 工事請負契約の締結について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 専決処分の報告について

報告第32号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について

報告第34号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和5年梅雨前線豪雨等に伴う道路被害への対応状況について

②緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

③長洲港港湾区域の変更について

④宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)への対応について

⑤半導体関連企業集積に伴う環境への影響に関する台湾訪問調査の結果について

出席委員(8人)

委員長 松村 秀逸

副委員長 荒川 知章

委員 城下 広作

委員 坂田 孝志

委員 増 永 慎一郎
委員 河 津 修 司
委員 堤 泰 之
委員 星 野 愛 斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 亀 崎 直 隆
総括審議員
兼河川港湾局長 村 山 英 俊
政策審議監 久 原 美樹子
道路都市局長 宮 島 哲 哉
建築住宅局長 小路永 守
監理課長 森 山 哲 也
用地対策課長 下 崎 浩 一
首席審議員
兼土木技術管理課長 山 内 桂 王
道路整備課長 奥 山 和 弘
道路保全課長 高 橋 慶 彦
都市計画課長 松 田 龍 朋
下水環境課長 弓 削 真 也
河川課長 仲 田 裕一郎
港湾課長 倉 光 宏 一
砂防課長 植 野 幹 博
建築課長 上 野 美恵子
営繕課長 折 田 義 浩
住宅課長 今 福 裕 一

事務局職員出席者

議事課主幹 石 野 公 浩
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前10時0分開議

○松村秀逸委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありま

したので、これを認めることといたします。

そして、本日の委員会はインターネットで中継していますので、委員並びに執行部の皆さんには、発言内容を聞き取りやすいよう、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、付託議案等の審査を行います。質疑については、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 おはようございます。着座にて失礼します。

まず、委員の皆様に対しまして、7月26日、8月16日に実施されました管内視察に、執行部も同行させていただきましたことにつきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、令和5年梅雨前線豪雨等による災害への対応についてです。

6月29日から7月3日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、特に7月3日は県内で線状降水帯が2度も発生するなど、記録的な大雨に見舞われました。

緑川水系の上流域で局地的に降った大雨は、益城町での木山川の氾濫や国道445号に架かる金内橋が落橋し、通行止めとなるなど、特に上益城地域において甚大な被害をもたらしました。

県、市町村の公共土木施設の被害は、合わ

せて約950か所、約230億円に上り、このうち、県分が約168億円となっております。

金内橋につきましては、8月29日に、国土交通省の御協力の下、応急復旧工事に着手いたしました。公共土木施設の災害復旧につきましては、現在、土木部を挙げて、応急工事や本格復旧に向けた調査設計を進めております。引き続き、早期復旧に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

市町村が整備する災害公営住宅につきましては、9月に球磨村渡地区で60戸、芦北町佐敷地区で9戸が完成し、入居が開始されました。宅地かさ上げ事業では、本年2月の球磨村神瀬地区に続きまして、8月26日に芦北町、9月10日に八代市坂本町におきましても、着工式が開催されました。

また、球磨川で流出した10橋のうち、未着工であった深水橋、神瀬橋、相良橋、天狗橋の4橋につきましても、11月11日に着工式が予定されており、創造的復興が目に見える形で進んでおります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積への対応についてです。

8月21日に、国に対しまして、半導体関連産業の集積促進に関する社会資本整備につきまして、財政支援に関する緊急要望を行ってまいりました。岸田首相をはじめ各大臣から前向きな支援の言葉をいただき、早速、国土交通省においては、特定公共下水道事業の新規採択の再開について、概算要求に盛り込んでいただきました。

また、優先して取組を進めております県道大津植木線、中九州横断道路合志インターチェンジのアクセス道路については、今後、都市計画決定に向けまして、地域住民の皆様には、計画案をお示しし、合意形成を図りながら、さらにスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、幹線道路ネットワーク等についてです。

中九州横断道路の熊本環状連絡道路につきましては、計画段階評価の手続が完了し、現在、県及び熊本市におきまして、都市計画決定に向けた手続に着手しております。また、大津熊本道路の合志―熊本間におきましては、9月24日に着工式が開催され、今後、工事が本格化してまいります。

さらに、熊本都市圏3連絡道路については、9月3日に建設促進協議会総会を開催し、構成市町村を熊本都市圏から県内全域に拡大し、早期実現に向けて、オール熊本で進めていくことを決議いたしました。この秋には、有識者会議を設立し、住民参加型の道路計画検討に着手するなど、計画の具体化に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、くまモンポート八代についてです。

9月28日に、国や県とともに、くまモンポート八代を整備したロイヤル・カリビアン社のクルーズ船、スペクトラム・オブ・ザ・シーズの寄港を機に、式典や歓迎イベントを開催し、多くの人でにぎわいを見せました。式典に御臨席を賜りました委員の皆様には、お忙しい中、誠にありがとうございました。

今後とも、関係機関と連携しながら、ロイヤル・カリビアン社のクルーズ船をはじめ、さらなるクルーズ船の寄港増につなげてまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案3件、条例等関係議案16件、報告関係9件でございます。

今回の補正予算につきましては、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に係る経費、益城町における土地区画整理事業の宅地造成に係る経費など、122億3,200万円余の増額補正をお願いしております。

条例等議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結について1件、工事請負契約の変更について2件、専決処分の報告・承認案件7件の計16件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、専決処分の報告6件、経営状況を説明する書類の訂正について1件、経営状況を説明する書類の提出について2件の計9件を御報告させていただきます。

このうち、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正につきましては、令和4年9月県議会定例会において、未実施の理事会等を実施済みであるとする旨の報告をしていたものでございます。この場をお借りしまして、深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、組織的なチェック体制を徹底してまいります。

そのほかの報告事項につきましては、令和5年梅雨前線豪雨等に伴う道路被害への対応状況についてなど5件を報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、一日も早い災害からの復旧、復興、国土強靱化をはじめとした各事業の推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 引き続き、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類3冊、その他報告事項5件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和5年度9月補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に係る予算、益城町における土地区画整理事業の宅地造成に係る予算、盛土等規制区域の指定に向けた調査に係る予算などを計上しております。

上の表2段目、今回補正額は、一般会計の普通建設事業のうち、補助事業1,800万円余、県単事業37億8,000万円余、災害復旧事業のうち、補助事業76億2,800万円余、県単事業5億8,300万円、消費的経費8,700万円余、特別会計等1億3,400万円余、合計122億3,200万円余となっております。

各課別の内訳は、下の表のとおりです。

2ページは、令和5年度9月補正予算総括表です。

各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金50億1,800万円余、地方債60億8,200万円、その他1億8,400万円余、一般財源9億4,600万円余となっております。

以上が土木部の9月補正予算の状況です。

監理課は以上です。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

3ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更について御説明いたします。

2段目の地域道路改築費でございますが、表右側、説明欄のとおり、4億9,000万円の債務負担行為を変更しております。

これは、国道445号新神屋敷橋の工事において、上部工の資材調達に要する期間等を踏

まえた架設計画の見直しに伴い、各年次における工程計画を精査した結果、債務限度額の変更をお願いするものです。

今回の変更により完成年度が遅れることはございません。

道路整備課は以上です。よろしくお願いいたします。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

4ページをお願いします。

2段目の土地区画整理事業費でございますが、5億3,500万円の増額補正を計上しております。

表右側の説明欄のとおり、益城中央被災市街地復興土地区画整理に要する事業費で、早期の生活再建に向けて、宅地造成に係る工事を前倒し施工するものでございます。

また、債務負担行為の設定もお願いしております。

これは、区画整理事業の施工に伴い移転を要する事業者が営業を継続できるよう、仮設店舗の賃貸借契約を締結するための費用でございます。

都市計画課は以上です。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課の会計は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、まず、一般会計から御説明いたします。

5ページをお願いします。

2段目の漁業集落環境整備事業費でございますが、700万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示増によるものでございます。

続きまして、流域下水道事業会計について御説明いたします。

6ページの2段目の熊本北部流域下水道管

理費に係る管きよ費・処理場費・業務費・総係費等でございますが、1億1,900万円余の増額補正を計上しております。

これは、物価高騰の影響を受けている指定管理者に対し、委託料の増額を行うものでございます。

同様に、指定管理者委託料の増額分として、球磨川上流流域下水道管理費で1,200万円余、八代北部流域下水道管理費で200万円余の増額補正をお願いしております。

下水環境課は以上です。

○仲田河川課長 河川課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金でございますが、8,700万円余の増額補正を計上しています。

これは、令和2年度、令和3年度に実施した災害関連大規模漂着流木等処理対策事業の完了に伴う実績額確定による国庫返納金を計上するものでございます。

4段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、31億1,600万円余の増額補正を計上しています。

これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する経費で、令和2年7月豪雨や令和5年梅雨前線豪雨等で被災した箇所の額を計上するものです。

7段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、76億2,300万円余の増額補正を計上しています。

これは、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に要する経費を計上するものです。

下から3段目の災害復旧事業設計調査費でございますが、5億8,300万円の増額補正を計上しています。

これは、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧における調査、測量設計に伴う額を計上するものです。

河川課は以上です。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

2段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、500万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和5年梅雨前線豪雨の影響により長洲港に漂着した流木の撤去に係る経費を計上するものでございます。

港湾課は以上でございます。

○植野砂防課長 砂防課でございます。

9ページをお願いします。

2段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、1億2,800万円余の増額補正を計上しています。

これは、益城町の金山川砂防堰堤ほか3か所において、令和5年梅雨前線豪雨等で砂防堰堤に堆積した土砂、流木等を撤去し、機能回復を図るための経費でございます。

砂防課は以上です。

○上野建築課長 建築課でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の宅地開発対策費でございますが、1,000万円余の増額補正を計上しております。

現在、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく規制区域を指定するために必要な調査に着手しておりますが、今年5月に出されました国の技術的助言も踏まえ、規制区域の検討に必要な既存の盛土の分布状況もできるだけ早く把握するため、今回、既存盛土の分布調査に要する経費について計上するものでございます。

建築課は以上です。

○森山監理課長 監理課でございます。

11ページをお願いします。

令和5年度繰越明許費です。

繰越設定につきましては、令和3年度から、9月定例会、11月定例会及び2月定例会でお願いしております。

今回は、10月時点で適正工期が確保できない工事等につきまして、当初契約時から年度をまたいだ適正工期を確保し、適切な入札契約が行われるよう、今議会での設定をお願いするものでございます。

現時点での発注見通しで繰越しが見込まれる工事等について、一般会計分として132億2,600万円余、特別会計分として8億9,000万円、合計で141億1,600万円余となります。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保など、適切に運用してまいります。

引き続き、13ページをお願いします。

県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金につきまして、13ページから20ページにかけて、第15号から第20号までの6件の議案を提案しております。複数の課にまたがりますので、監理課から一括して説明いたします。

なお、今回の提案に当たり、各市町村に対し、事業計画を説明の上、負担金に係る同意を得ておりますことを申し添えます。

それでは、13ページ、議案第15号、令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県道路改築事業を含む2件の事業につきまして、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

14ページをお願いします。

議案第16号、令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金についてです。

道路施設保全改築事業につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、町負担分を定めるものです。

当該事業は、小国町の町道鍋ヶ滝線を県が代行して行う事業で、今年度から実施するものでございます。

15ページをお願いします。

議案第17号、令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてです。

熊本北部流域下水道建設事業を含む6件の事業につきまして、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

16ページをお願いします。

議案第18号、令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金についてです。

海岸堤防等老朽化対策緊急事業を含む3件の事業につきまして、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

17ページをお願いします。

議案第19号、令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金についてです。

単県地すべり対策事業につきまして、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

19ページをお願いします。

議案第20号、令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてです。

1の単県街路促進事業から20ページにかけて16件の事業につきまして、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、

市町村負担分を定めるものです。

19ページの10の地方港湾環境整備事業は、長洲港において土砂処分場の整備を行う事業で、今年度から実施するものです。

そのほかの事業につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

引き続き、21ページをお願いします。

21ページから28ページにかけて、工事請負契約の締結及び変更につきましてでございます。

工事請負契約の締結及び変更につきましては、第22号から第24号までの3件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものです。

まず、21ページ、議案第22号、工事請負契約の締結についてです。

工事名、第一高校長寿命化改修（第一期）工事。工事内容、(1)普通教室棟の改修、鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延べ面積3,541平方メートル。(2)クラブハウス棟の改修、鉄骨造、地上2階建て、延べ面積720平方メートル。(3)、(1)及び(2)に伴う薬品庫の解体。工事場所は、熊本市中央区古城町。工期、令和7年2月14日まで。契約金額9億5,700万円。契約の相手方、竹内・坂口建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

22ページをお願いします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び23ページ、2の評価に関する基準について、本書記載のとおり設定の上、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行っております。

23ページ、3、開札及び総合評価結果でございます。

入札には2者が参加し、令和5年7月18日に開札を行い、竹内・坂口建設工事共同企業体が、技術評価点117.33、入札価格8億7,000万円、評価値13.4862で落札となっております。

25ページをお願いします。

議案第23号、工事請負契約の変更についてでございます。

この契約案件は、令和4年9月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、26ページの概要により説明いたします。

工事名、小川工業高校実習棟改築工事。工事内容、(1)実習棟、木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積3,720平方メートル。(2)渡り廊下その他、鉄骨造、平屋建て、延べ面積81平方メートル。工事場所、宇城市小川町。工事請負締結日、令和4年10月5日。請負業者、松島・高橋・和久田建設工事共同企業体。変更契約工期、契約締結日の翌日から令和6年2月16日までを令和6年3月15日までに変更するもの。変更契約金額、15億4,275万円を15億6,347万2,087円に変更するもので、2,072万2,087円の増額です。

工期の変更理由は、水はけの悪い粘土層での基礎掘削に伴う工期延長。金額の変更理由は、資材価格の変動に伴う増額。開口部及び屋根下地等の仕様変更に伴う増額を行うものです。

27ページをお願いします。

議案第24号、工事請負契約の変更についてでございます。

この契約案件は、令和4年9月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、28ページ、概要により説明いたします。

工事名、球磨支援学校校舎棟新築工事。工事内容、(1)校舎棟、木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積4,569平方メートル。(2)車庫その他、鉄骨造、平屋建

て、延べ面積47平方メートル。工事場所、球磨郡多良木町。請負契約締結日、令和4年10月5日。請負業者、味岡・丸昭・速永建設工事共同企業体。変更契約工期、契約締結日の翌日から令和6年1月29日までを令和6年2月28日までに変更するもの。変更契約金額、14億4,760万円を14億7,960万1,509円に変更するもので、3,200万1,509円の増額です。工期の変更理由は、梅雨期の天候不良による建て方作業の遅延に伴う工期延長。金額の変更理由は、資材価格の変動に伴う増額、外構及び避難施設等の仕様変更に伴う増額を行うものです。

監理課は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分報告及び承認につきましては、29ページの第27号議案から35ページの第33号議案までの7件でございます。

議案の説明につきましては、36ページの概要の一覧にて説明いたします。

まず、議案番号27号です。

本件は、軽乗用車運転中、崩落していた道路に転落し、前部バンパー、ルーフパネル等を損傷するとともに、頸椎捻挫等の傷害を負ったものであります。

被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を3割と認定し、被害額の7割に当たる59万8,423円を賠償しております。

次に、議案番号28号です。

本件は、軽乗用車で進行中、進行方向左側の歩道に生育した街路樹から落下した枝が直撃し、フロントガラス等を損傷したものであります。

本件は、直撃事案であり、被害者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる106万5,120円を賠償し

ております。

次に、議案番号29号です。

本件は、軽乗用車を運転中、進路前方に生じた穴ぼこに落輪し、左後輪をパンクしたものであります。

被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を2割と認定し、被害額の8割に当たる8,554円を賠償しております。

次に、議案番号30号です。

本件は、軽乗用車を運転し、丁字路交差点を右折し、国道に流入する際、歩道上に設置されていた側溝ます桁から張り出した金属製の配筋を踏みつけ、右前輪をパンクしたものであります。

本件は、被害者において事前に事故を予見することが困難と考えられることから、被害額の全額に当たる8,000円を賠償しております。

次に、議案番号31号です。

本件は、普通乗用車で進行中、進行方向左側から倒れてきた竹が直撃し、フロントガラスを損傷したものであります。

本件は、直撃事案であり、被害者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる25万4,180円を賠償しております。

次に、議案番号32号です。

本件は、軽乗用車を運転し、歩道を通過して、路外施設に左折進入する際、歩道に設置された側溝の蓋が外れた部分に落輪し、左前後輪をパンクしたものであります。

被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を5割と認定し、被害額の5割に当たる1万2,287円を賠償しております。

次に、議案番号33号です。

本件は、県道に植栽された街路樹の根が、被害者が所有する建物敷地東側の地中に埋設された下水管に侵入し、同配管を損傷すると

ともに、汚水漏れを発生させたものであります。

本件は、被害者が事前に事故を予見することが困難と考えられることから、被害額の全額に当たる15万1,800円を賠償しております。

道路保全課は以上です。

○森山監理課長 監理課でございます。

37ページをお願いします。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分のご報告でございます。

37ページの報告第2号から42ページの報告第7号までの6件となっております。

内容につきましては、43ページの概要により説明させていただきます。

43ページをお願いします。

ナンバー1は、報告第2号及び第3号に関するもので、1件の事故となります。

令和4年12月28日に益城町惣領で発生しましたこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合15%、県の損害賠償額は9万1,508円となっております。

事故の内容は、県央広域本部土木部職員が県道熊本高森線を走行していたところ、道路沿いの商業施設駐車場から急発進してきた車両が公用車に衝突したものです。

県の負担は、県職員が運転していた公用車のリース元であるトヨタレンタリース熊本に対し9万1,508円を負担、相手方に対し負担なしで和解しております。

次に、ナンバー2は、報告第4号から第6号に関するもので、1件の事故となります。

令和5年1月23日に益城町宮園で発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%、県の損害賠償額は15万4,396円となっております。

事故の内容は、県央広域本部土木部職員が町道交差点におきまして信号待ち停止をして

いた際に、交差点の左側から大型車が右折してきたため、道を空けようと車をバックさせたところ、後方に停止していた車両に衝突したものです。

県の負担は、県職員が運転していた公用車のリース元であるトヨタレンタリース熊本に対する負担なし、相手方に対し、修理期間中の代車の費用として8万4,700円、相手方車両の所有者である肥銀リースに対し、修理費用として6万9,696円を負担することで和解除しております。

次に、ナンバー3、報告第7号です。

令和5年6月27日に阿蘇市黒川で発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%、県の損害賠償額は2万9,590円となっております。

事故の内容は、阿蘇地域振興局土木部職員が国道57号交差点におきまして信号待ち停止していた際、ブレーキの踏み込みが甘く、前方に停止していた車両に追突したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反等の防止につきましては、部課長会や出先機関長会議など、あらゆる場で周知徹底をしましてまいりましたが、さらに各所属における研修会の開催や事例の共有など、さらなる徹底を図ってまいります。

監理課は以上でございます。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

45ページをお願いします。

報告第32号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出についてにつきましては、お手元に配付しております冊子により説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

令和4事業年度事業報告書でございます。

1の総括ですが、熊本県道路公社は、平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津

までの区間において、有料道路事業を活用しながら建設を進め、平成14年5月に延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通しております。

2の令和4事業年度の事業実施状況ですが、松島有料道路の開通後は、通行料金徴収や維持管理業務を行うとともに、利用者の利便性向上や新型コロナウイルス感染症等の防止への対応を図るため、キャッシュレス決済であるネットワーク型ETCシステムを令和5年3月1日から運用開始しております。

なお、利用に当たっては、事前の会員登録が必要となります。

また、平成19年度に開通した松島有明道路及び平成30年度に開通した三角大矢野道路について、維持管理業務を県から受託し実施するとともに、令和5年2月25日からは、本渡道路の維持管理業務も併せて実施しております。

2ページをお願いします。

3の(1)令和4年度の通行台数実績を示しております。

コロナ禍の影響もあり、年間約168万台、1日平均4,615台の利用となっております。

グラフ1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度からコロナ禍の影響を受ける前の令和元年度については、1日平均約5,100台前後の通行があり、令和2年度から令和4年度のコロナ禍の影響による交通量の減少を踏まえましても、平成14年5月の開通からの交通量の累計は、全体計画の累計を約23%上回る実績となっております。

(2)には、通行料金の収入実績を示しております。

こちらにも、コロナ禍の影響もあり、令和4年度の料金収入は約3億300万円で、計画から約8%下回っているものの、グラフ2に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度からコロナ禍の影響を受ける前の令和元年度については、平均約3億4,700万

円の収入があり、令和2年度から令和4年度のコロナ禍の影響による収入の減少を踏まえても、平成14年5月の開通からの収入実績の累計は、収入計画の累計を約2%上回る実績となっております。

3ページをお願いします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円の合計43億円を建設資金としており、計画どおり償還をしてきております。

4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。

内容につきましては、2ページ、3ページで御説明しました料金収入や貸付金等の状況等を詳細に示したものでございますので、説明を省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。

令和5事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も通行料金徴収及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理につきましては、トンネル照明等のLED化工事、橋梁補修工事、管理事務所改修工事、電気設備等更新工事を実施する予定としております。

2の松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の維持管理受託業務につきましては、引き続き、県から道路公社が受託し、実施してまいります。

9ページをお願いします。

令和5事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、通行料金や受託業務など合計3億5,700万円余を計上し、支出としましては、一般管理費3,200万円余、業務管理費2億5,300万円余などを計上しております。

なお、収入と支出の差額につきましては、過年度の繰越金により補填いたします。

資料の説明は以上でございますが、これまでの料金収入累計は計画を上回っており、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上で熊本県道路公社の経営状況についての説明を終わります。

○仲田河川課長 河川課でございます。

報告事項第33号でございますが、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明するというものでございます。

この件に関しましては、令和3年度から理事会等が実施されておりました。これを受けまして、私は、昨年9月の熊本県議会の定例会におきまして、未実施の理事会等を実施済みであると、事実とは異なる報告をさせていただきます。改めまして深くおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

本日は、本定例会に提出する経営状況説明書において、令和4年分の報告も改めて説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

お手元、別冊資料のまづ括弧書き、令和3年度決算及び令和4年度事業計画分について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、目次の次に、正誤表を御覧ください。

正誤表の誤の欄で下線を引いております令和3年7月9日、7月23日、令和4年3月29日の理事会及び令和3年7月16日の評議会につきましては、実際には実施されておりました。正しくは、正の欄に記載のとおりとなります。

めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

こちらが、訂正後の令和3年度事業の実施状況となります。

訂正後の書類について、改めて御報告させていただきます。

1の事業についてですが、当財団の事業は、立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものでございます。

具体的には、南阿蘇村が策定した南阿蘇村地域整備計画に基づき村が実施する事業に対し、県及び下流の3つの市町——これは、熊本市、大津町、菊陽町になります。が事業の助成を行うものでございます。

助成対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の15事業で、うち12事業は平成21年度までに完了しており、3事業が残っております。

2の関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付ですが、令和3年度の資金の交付実績はありません。これは、残る3事業が、ダム工事完了後でなければ工事に着手できないため、平成22年度から交付していません。

3のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡ですが、先ほど訂正させていただきましたとおりとなっております。

2ページから11ページまでは、それぞれ令和3年度決算書、令和4年度事業計画書、令和4年度収支予算書となっております。

これらにつきまして、昨年度提出しているものと理事会での承認など、本来財団内部で必要な手続が行われておりませんでした。このため、今年度、財団において、是正のため、改めて理事会での承認などの手続が行われました。

結果としまして、内容につきましては、前回提出したものと変更点はございませんが、決算につきまして、改めて御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

令和3年度決算書のうち、収支計算書です。

収入は資産運用益等で、左から3列目、決算額の列の中ほど、当期収入合計(A)欄に記載のとおり、1万8,792円となっております。支出は、租税公課のみで、下から2段目、当期支出合計(B)欄に記載のとおり、2万1,264円となっております、当期収入差額は、最下段のとおり、2,472円の赤字となっております。

5ページをお願いいたします。

左から4列目、増減の列の下から2段目のとおり、正味財産は、前年度より2,472円減少し、最下段のとおり、令和4年3月31日現在の負債額及び正味財産合計額は3,340万円余となっております。

次に、別冊資料の令和4年度決算及び令和5年度事業計画分をお願いいたします。

1の事業につきましては、先ほど令和3年度事業の実施状況で御説明した内容と同様でございます。

2の資金の交付ですが、令和4年度も資金の交付実績はありません。

3の情報交換及び連絡ですが、当財団におきましては、令和4年度も理事会等が未実施であったため、理事会及び評議委員会の開催実績はありません。

南阿蘇村と南阿蘇村地域整備計画に係る意見交換につきましては、8月30日に行っております。

2ページをお願いいたします。

令和4年度決算書のうち、収支計算書です。

収入は、資産運用益等で、左から3列目、決算額の列の中ほど、当期収入合計(A)欄に記載のとおり、494円となっております。支出は、租税公課のみで、下から2段目、当期支出合計(B)欄に記載のとおり、2万1,048円となっております、当期収入差額は、最下段のとおり、2万554円の赤字となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

左から4列目、増減の列の下から2段目のとおり、正味財産は、前年度より2万554円減少し、最下段のとおり、令和5年3月31日現在の負債及び正味財産合計額は3,330万円余となっております。

10ページをお願いいたします。

令和5年度事業計画書です。

令和5年度も支出の交付予定はなく、引き続き、南阿蘇村との意見交換等を行う予定です。

また、2に記載しますとおり、国土交通省立野ダム工事事務所や関係市町との意見交換を行いながら、連携して南阿蘇村の支援をしてみたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

令和5年度収支予算書です。

先ほど申したとおり資金の交付予定はございませんので、令和4年度の決算額を参考に、必要となる予算を計上しております。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況についての報告を終わります。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明してください。また、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○城下広作委員 2点、ちょっと確認をさせていただきます。

10ページの建築課の分なんですけれども、盛土規制法に基づく規制区域指定のための調査とありますが、これは、ある程度、どうい

うところを指定区域にしなきゃいけないという、絞った形で調査をすると思うんですけども、これ、条件は大体どういうところを想定して調査していくんでしょうかね。

○上野建築課長 建築課でございます。

今の規制区域の考え方についての御質問かと思えます。

規制区域については、宅地造成等規制区域というものの特盛土等規制区域という2種類の規制区域がございます。現在、これに必要な、まず予備的な調査ということで今実施しております。それに必要な条件等を整理しているところでございます。

実際の調査については、これから着手することになりますので、今のところ、どこかに絞ったということで検討しているわけではございません。県内全域で規制が必要かどうかということ、これからさらに深めて検討していく予定にしているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 例えば、地形的に谷間であるとか何か、そういうことをある程度大まかに想定しているとか、軟弱地盤のところ、そういう形の分では表現的にはないんですかね。

○上野建築課長 建築課でございます。

軟弱地盤ですとか、そういったことは規制区域の中では想定しておりませんが、盛土あるいは切土が行われた際に、そういった場所からの土砂の流出などが発生しないかどうかということで、例えば、地形が角度があるかどうかということによって流れる長さも変わってまいりますので、そういったことを検討する要素の中に入れて規制区域の検討をしていくということになっております。

○城下広作委員 熱海の件から、非常にいわゆる指定区域というのをある程度考えておかないと、許可はして、結果的にそれがまた事故につながったんだろうと、そのような最初の規定がどうだったのかと言われかねないから、しっかりそれは考える必要があるのかなというふうに思います。

もう1点、例の松島道路の件ですが、道路公社の件で。

土曜日も天草に行ったんですけども、例の新しいシステムを導入しているんですけども、例のETCX、私も、たまたまゲートを通るときにやっぱり7台ぐらい全部渋滞して、これ、一回一回、バーが下がって上がる分で、あれで何か全然こう時間が短縮するようなことが、変化があったのかな、どうなのかなと。必ず一旦停車しなきゃいけないから、あんまり変わらぬような雰囲気なので、これ、ちょっとどうなのでしょう。

○奥山道路整備課長 今、ETCXというシステムを入れておりますけれども、このシステムは、一旦停止が必要になりまして、その時間で通信をやって、その料金の通信を取り取りをやるというシステムになっております。このゲートが閉まる時間というのは変わっておりません。

ただ、ETCXというシステムを導入したメリットというのをしっかりと発揮するために、登録者数を増やすような取組をやっていくところでございます。

○城下広作委員 だから、我々が仮にいろいろ県民から聞かれたときに、あれは時間が短縮してメリットがあると、あんまりちよつと言わないようにしとかんといかぬですね。何かあれがあるからいかにも早くなるみたいな雰囲気、普通のETCなら、すうすうすうと通るみたいな雰囲気で思われると違うという、今課長が言われた理由で導入したんだ

よと我々も言わないと。あれ、全然スピードに関係なかばいと、一回一回止まるけん、あんまり関係ないんじゃないのと言われると、我々もちよつと説明に苦慮するから、その辺のプラスの効果というか、目的をしっかりとある程度言っておかないと。みんなが、意外とあれ、時間短縮のためにやったけれども、元も子もないじゃないかという話になってしまうと、ちよつとがくつきますので、一応そういうことが自分でも体験しながら思ったものですから、一応発言させていただきました。

以上でございます。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 ちよつとお尋ねします。

7ページの単県河川災害31億、これは、備考欄に説明ありますが、国庫補助対象にならなかったと。15億、15億、結構大きいですね、これ。箇所箇所が小さいからその対象にならぬのか、何か国庫の基準があるんでしょうけれども、どういう状況だったんですか、ちよつと。

○仲田河川課長 河川課でございます。

まず、単県の災害復旧費でございますけれども、まず、令和2年度の方で約16億計上させていただいてますけれども、これの主な内容としましては、まず、令和2年度災害の今施行中のところが、例えば令和5年、今年の雨によって、やはり工事用道路が少し損傷したりとか、そういう若干の手戻り工事とか発生してます。そういうものに必要なもの、または査定を受けたものと違う工区分割に発注、この工区分割による経費の増、こういったものがございます。

それと、3つ目に、国道219号等、直轄のほうに代行していただいている分ですけども、そちらの電柱移転とか補償関係、そうい

ったものがございまして、この金額を計上させていただきます。

それから、令和5年度の分として、15億1,700万円余を計上させていただきますけれども、これにつきましては、委員おっしゃったとおり、まず、災害復旧の国庫補助にのらないもの、県の場合、120万円未満のものは単県になりますので、そういったものであるとか、あとは災害査定で採択を受けられなかったもの、いわゆるカットされたもの、そういったものの金額を見込んだところでの計上としております。

○坂田孝志委員 下の金額は、76億は、対象になったわけですよ。それで、随分その対象にならぬ比率が高いなと思って。大体は対象になったけれども、この一部分はどうしてもその対象とならなかった、そういうことなら分かりますけれども、76億と15億じゃ、随分その比率といいますか、もっと国庫の災害で拾えなかったもんかなと思ひまして、県でこれだけ出すの大変でしょう。そこはもう少し工夫というんですかね、何か知恵はなかったのかなと思って。

○仲田河川課長 令和5年度分ということで、まず、災害査定で採択されないところということで、これ、約5%ほどを見込んでおります。これは過去の実績で大体このぐらいはカットされるというのが、これまでの経験値としてそのあたりを見込んでおります。

それから、先ほど申しました小規模で採択に満たない分、そういったもので計上させていただきます。もちろん、できるだけ採択を受けられるように私たちしっかり準備をしてまいりたいというふうに思っております。

○坂田孝志委員 小規模な箇所は、隣とか何とかと合算とか何かもあるんでしょうけれど

も、いろいろとなるべく対象になるように。

それと、地債が29億積んでありますね。これに対するまた地財措置はあるんですか。

○仲田河川課長 地方債でございますので、起債の充当並びに交付税措置があるかと思っております。

○坂田孝志委員 どの割合ですか。

○仲田河川課長 すみません、少々お待ちください。

○坂田孝志委員 ある程度、そういう地財措置で充当をされるんですかねということですよ。

○仲田河川課長 起債でございますので、ある程度の起債充当並びに交付税措置がございます。すみません、詳細の数字が、申し訳ございません。

○坂田孝志委員 ちょっとほかのやつで。

26ページ、28ページ、契約の変更のことで、契約の承認、そのときは5億円以上が議会承認案件ですかね、ちょっと確認で。

○森山監理課長 5億円以上になります。

○坂田孝志委員 そうすると、変更は、これ、見ますと、2,000万とか3,000万ですね。随分低い金額で議会承認となるわけですか。

○森山監理課長 もともとの契約金額が5億円を超えるものは、変更金額の大きさにかかわらず議会案件となります。

○坂田孝志委員 そこはちょっと考えるべきじゃないですか。その理由にあるように、ちょっと雨で期間が延びたとか、物価高騰に

よって金額が上がったとか、そういう軽微な案件とか、何か設計変更とかいろいろ変更によって大きなあれが変わるとか、そういうのは議会承認だけれども、もともと5億以上だから全部ですよと、そこはちょっと今後考えるべきじゃないですか。

○森山監理課長 ありがとうございます。

○坂田孝志委員 いや、そうじゃないの。

○森山監理課長 議会案件の考え方は、地方自治法に基づいてやっておりますので、全国統一の取扱いでございますから、先生にいただいた意見あたりをぜひ国とかにも伝えていきたいと思っております。

○坂田孝志委員 その地方自治法の関係でこうなってるから、もう小さな金額でも全部上げて、議会承認をいただきやらぬということのルールがあっているわけですか。

○森山監理課長 今先生がおっしゃるとおりでございます。

○坂田孝志委員 それは、委員長、あらゆる機会ではそれは申し入れしてですたい、そういう細々までしよったっちゃどうしますか、それは。現場現場で事情があるわけですから、そんなのはやっぱり今後地方議会としても、国に対してそおれは、物申していくべきですよ。

機会あるときに、委員長は代表で行ってください。議長は議長なり、意見書の機会とかいろいろですね、あるいは議長会とかなんとかやっぱりそういうのは上げないと。そうなるからずっといつまでもそれを慣例的に定例的にするんじゃないくて、やっぱり変えるべきところは変えるべきだと思います。

以上でございます。

○松村秀逸委員長 仲田課長、何か答弁ですか。さっきの件でしょう。

○仲田河川課長 失礼しました。

先ほど坂田委員からございました単県災害の地方債の起債の充当でございますけれども、起債の充当率は100%でございます、このうち交付税措置が57%、ですから、43%が県の起債になります。

○坂田孝志委員 分かりました。

○松村秀逸委員長 いいですね。

○坂田孝志委員 はい。

○増永慎一郎委員 まず、土木部長の総括説明について、いろんな最近の動向を御説明いただきました。令和5年の梅雨前線豪雨、またTSMC関係とか、そういった部分で、ずっと何か忙しい。復旧、例えば熊本地震から、それから令和2年の7月豪雨からずっと忙しさが多分続いているんじゃないかなというふうに思っています。

今回の豪雨水害、特に私の地元である上益城が集中的に被害を受けましたけれども、今の上益城の振興局には、人を回していただいて当たっていただけてますけれども、そもそもなんですけれども、その人材の確保、新卒あたりできちんと技術系の職員が採用できるのかどうか、そういった形の充足をきちんと取られているのかどうか。

やっぱりいろんな災害があって、業者さんの確保とか、そういった部分は民間がやるべきものでしょうけれども、人材の確保というのはやっぱりきちんと土木部内で、その危機感を感じ取って、どんどんどんどんやっぱり採用していただかないと、災害にも備えることができないというふうに思いますけれども

も、その辺に関しては何か。

○森山監理課長 監理課でございます。

職員の確保、特に土木技術職の確保につきましては、我々も大きな課題というふうに考えています。

最近では、令和元年から、大卒の総合土木職におきましては、募集定員に満たないような合格者数となっております、予定の数を採用できてないということが現実でございます。

本年度、総合土木職の試験を1回増やして2回するというふうな形を取っておりますけれども、なかなかその募集定員に至るような合格者数には達していないということが現状でございます。

この対策としては、非常に地道な取組になりますけれども、九州内の大学工学部でありますとか、あるいは県内の土木科あたりに直接我々の職員を卒業生あたりにやりまして、要望を聞いたり県の事業を紹介したりとか、そういう地道な取組をやっているところでございます。少しでも成果につながればと思っております。

また、その採用割れしている分の不足の補填につきましては、任期付職員の採用でありますとか、あるいは他県からの応援、それから測量設計コンサルタントあたりからの発注者支援という形で、何とかしのいでいるというようなことが現状でございます。

以上です。

○増永慎一郎委員 やっぱり民間のコンサルタントとか、そういったところも人がいないというふうに言われて、いわゆる業界自体が全体的に人が少なくなっている中で、やはりこの県庁の土木の技術職員がいなくなるのは、その民間の人たちがいなくなるよりも非常に重要な問題だというふうに思いますので、その辺は、リクルート活動とかきちん

とやられて、お金使っても動いていただいて、ぜひ確保していただきたいと思います。

やっぱり皆さん方が、技術職員がいないと先に進まないというのはやっぱり私たちも認識しておりますので、その辺に関しては、私たちが一生懸命頑張っていきたいなというふうに思います。

もう1つ、いいですかね。

4ページ、都市計画課というか、熊本高森線の4車線化と土地区画整理事業なんですけれども、今回の増額という形で土地区画整理事業されてますけれども、これ、工期を早めるためというか、まとめてやられようとしているんだろーと思っておりますけれども、一つ懸念があって、一番最初に計画してた予算、これよりも非常に、資材の高騰とかいろんな諸問題があって、多分大きくなっているのではないかなというふうに思います。

今のところ、最後までいってませんので、どれくらいになるか分かりませんが、大きな懸念をされてるのが、やっぱりTSMC関係で、そっちのほうに予算が持っていかれて、なかなか予算の都合がつかずに工事が遅れるのではないかと、そういう話がちらほら出ております。

これ、全体的にほかの事業も含めたところなんですけれども。こういった災害復旧と、これは、創造的復旧を兼ね備えた一緒のものだというふうに思いますけれども、やっぱりある程度スピードを出してやらないと、なかなか難しい部分であって、例えば、TSMCあたりの予算の影響を受けずに、きちんと増額をしながら、ちゃんと決められた範囲内で終わる見込みがあるのかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○松田都市計画課長 予算に関してのお尋ねでございます。

まず、増額しているという懸念があるというお話ですが、確かに、物価高騰、あるい

は、4車線化については、電線地中化等々で予算がかなり当初と比べると増額しております。その点については、今年度、再評価委員会のほうにお諮りして、今審議していただいているところでございます。

それから、予算について着実についているかというお話ですが、これまでの予算経過を見ますと、これ、必ず我々が要求したとおりにしている。背景としては、国土強靱化予算ということで、ある程度別枠的な意味で予算を配分していただいております。

現場のほうは着実に進んでおりますし、予算がつかないとか、そういうところで遅れることは一切ないということで考えております。

以上です。

○増永慎一郎委員 今の聞いて一応安心はしました。やっぱりなかなか、やっぱり一部では、もうこれは期間内にできぬばいとか、そういううわさを何か広げたりとか、もたもたしているとか、町の協力がなくてとか、そういう話が結構出ております。私も、その話の都度に、もちろんきちんと決まっていることだから必ずやりますよという話はしているんですけども、今の聞いて、また、再度、地元の方々とそういった触れ合う機会があれば、そういう話をまたしていこうというふうに思っております。

とにかく、できれば期間内より早く仕上げていただきたいんですけども、なかなかそれも大変だというふうに思いますので、決められた期間の中できちんと計画のあったとおりに仕上げさせていただくようお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。

以上です。

○亀崎土木部長 1点、補足でございます。

予算の話がございましたので、冒頭で、今回、8月21日に緊急要望を行ったということ

で御説明いたしました。このときは、特に道路については別枠でと。やはりこういうほかの地域の予算について影響が出ないように、別枠で、もしくは重点的に配分をということで、特に、道路については別枠でということ強く要望してまいってきたところでございます。

そういった御懸念もあるかと思いますが、しっかりこの熊本地震からの復旧、復興についても、我々、計画的にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○松村秀逸委員長 いいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ありませんかね。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託された議案第1号から第3号まで、第15号から第20号まで、第22号から第24号まで及び第27号から第33号まで、一括して採決したいと思います。御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、議案第1号外18件は、原案のとおり可決または承認することに異議がないということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号外18件について原案のとおり可決または承認することで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ありがとうございます。

閉会中の審査事案件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 それでは、そのように取り計らいます。

その他報告事項に移ります。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっておりません。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項1、令和5年梅雨前線豪雨に伴う道路被害への対応状況について御報告いたします。

6月29日から7月3日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、線状降水帯が2度発生するなど、記録的な大雨となりました。

県管理道路では、県下で37か所、上益城管内で24か所の全面通行止めが発生するなど、上益城郡を中心に甚大な被害が発生しております。

倒木や崩土の除去により30か所で全面通行止めを解除しましたが、山都町の国道445号金内橋など、5路線7か所で全面通行止めが続いており、沿線地域の皆様に御負担をかけている状況でございます。

このため、本庁や出先機関から土木技術職員を上益城振興局へ派遣し、応急工事に加え、復旧工事に向けて取り組んだところでございます。

なお、5路線7か所の全面通行止めの箇所につきましては、下表のとおりになっております。

また、欄外に米印で記載しておりますが、国道445号の美里町二本杉の全面通行止めにつきましては、9月30日に供用開始をしております。

また、熊本高森線の益城町田原の全面通行

止めにつきましては、昨日、片側交互通行へ供用開始しております。

次のページが全面通行止めの箇所となります。

道路保全課は以上です。

○仲田河川課長 河川課でございます。

報告事項2、緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について御報告いたします。

なお、本件につきましては、建設常任委員会のほか、総務常任委員会においても同様に御報告させていただいております。

まず、1、「緑の流域治水」の主な取組状況として、(1)球磨川水系の治水対策について御報告いたします。

8月26日に、国では、相良村柳瀬地区において、球磨川水系で初となる遊水地事業に着工され、9月10日には、球磨村渡地区において引堤事業に着工されました。

また、球磨村神瀬地区に続き、8月26日に芦北町、9月10日には、八代市坂本町において、宅地かさ上げや輪中堤事業に順次着工されています。

さらに、県事業になりますが、支川の川辺川では、9月から相良村下鶴地区及び黒石地区におきまして、遊水機能を有する土地の用地買収に着手いたしました。

引き続き、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向けて、国、県、市町村等が連携して、治水対策に取り組んでまいります。

資料の裏面をお願いいたします。

続いて、(2)新たな流水型ダムの環境アセスメントの進捗状況について御報告いたします。

8月7日に、国の第7回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、試験湛水の手法や洪水調節操作ルールの工夫などについて審議されました。

また、9月5日には、第8回検討委員会が

開催され、水環境、動植物、生態系などに係る環境調査の結果の概要などについて審議されました。

今後も、国において、検討委員会での審議を重ね、環境影響評価の結果などを示す環境影響評価準備レポートが公表され、関係市町村で説明会などが開催される予定です。

五木村、相良村の振興について御報告いたします。

五木村につきましては、本年5月に策定した新たな振興計画に基づき、8月には、村北部の宮園周辺地域の新たなまちづくりに向けた意見交換会を実施するとともに、9月には、村の中心部である頭地地区を含む東地区のランドデザイン策定に向けた協議会を設置するなど、具体的な取組に着手しております。

また、相良村につきましては、村から提案のあった振興策について、副知事をトップとする相良村振興推進会議の下、川辺川を生かした拠点づくり、雇用創出や農地の基盤整備に向けた具体的な取組を推進しています。

引き続き、国、県、村が一体となり、両村の振興に取り組んでまいります。

河川課は以上です。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

報告事項3をお願いいたします。

長洲港港湾区域の変更について御報告いたします。

まず、1の概要でございます。

有明海沿岸は土砂堆積が著しいことから、長洲港や沿岸の漁港、長洲港内の立地企業では、港湾機能の維持のために定期的なしゅんせつを実施しておりますが、発生するしゅんせつ土砂の処分に係る費用や処分先の確保が課題となっております。

そこで、安定的にしゅんせつ土砂の処分先を確保し、機能を維持することを目的として、長洲港に隣接する長洲町名石浜地先に土

砂処分場を計画しております。

図中の赤色着色の部分が土砂処分場の計画地でございます。現在の港湾区域は、青色線で示す範囲の海域でございます。計画地が港湾区域外であることから、赤色線で示す範囲まで港湾区域を拡張する変更を行うものでございます。

港湾区域の面積は、変更前が約350ヘクタールで、今回、約120ヘクタール拡張することで、変更後は約470ヘクタールとなります。

2の港湾区域変更の手続きでございますが、①本年6月に地方港湾審議会で承認をいただいております。今後、②国土交通大臣への届出、③港湾区域変更の公告を進めてまいります。

以上でございます。

○上野建築課長 建築課でございます。

報告事項4をお願いいたします。

先ほど、9月補正予算において、盛土規制法に基づく規制区域指定のための調査に要する経費の増額を御説明いたしました。盛土規制法への県の対応について改めて御説明いたします。

なお、本件につきましては、建設常任委員会のほか、農林水産常任委員会においても同様に御報告をさせていただいております。

まず、1の背景・必要性でございます。

令和3年7月、静岡県熱海市で、大雨により盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生いたしました。これまでは、宅地の安全確保、森林機能や農地の保全などを目的とした各法律により、一定の開発行為を規制してまいりましたが、この災害の発生により、盛土等の規制が必ずしも十分ではないということで、法制化により全国統一の基準、規制を設ける必要が指摘されました。

2、法律の概要でございます。

盛土規制法は、先ほど御説明した背景を踏

まえまして、宅地造成等規制法を法律名、目的も含め抜本的に改正し、宅地や森林、農地といった土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものでございます。

県は、法律に基づき基礎調査を実施し、その結果を踏まえて、盛土等を規制する区域を指定することとされました。規制区域内で行う一定の盛土等の行為は、事前に許可、届出を行う必要があります。

なお、政令市である熊本市の区域は、熊本市が調査等を実施することになります。

資料、中ほど、(1)規制区域のイメージでございますが、規制区域は、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があり、宅地造成等工事規制区域は、市街地や集落及びその周辺の区域を、特定盛土等規制区域は、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼし得るエリアを、災害防止の観点から、できる限り広く指定することとされております。

また、右側の許可、届出対象となる盛土等のイメージでございますが、宅地造成や残土処分場、太陽光発電装置のための盛土や切土、ストックヤード等での一時的な土石の堆積などが該当いたします。

3の県の対応でございますが、盛土規制法は、国土交通省と農林水産省の共管法でございます。本県でも、土木部と農林水産部が連携し、昨年10月に関係各課によるプロジェクトチームを設置し、必要な検討を進めております。

規制区域の指定に必要な調査として、令和5年2月に予備的調査に着手してございまして、予備的調査では、地形や集落の分布状況など、基礎的な条件の整理を行っております。

今後、この予備的調査の結果を基に基礎調査に着手いたしまして、市町村の意見を踏まえながら、区域指定を行うこととしておりま

す。市町村には、法律の趣旨、規制区域指定の意義、許可、届出の対象などについて丁寧に説明し、理解と協力を得たいと考えております。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、10月から基礎調査に着手し、市町村への説明を行ってまいります。令和6年度に規制区域の指定、令和7年度に許可、届出制度の運用を開始したいと考えております。

建築課からは以上です。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項5をお願いいたします。

半導体関連企業集積に伴う環境への影響に関する台湾訪問調査の結果について御説明いたします。

本報告の内容につきましては、一部、下水道に関する情報も含まれておりますので、本日実施されております経済環境常任委員会と併せて、本建設常任委員会においても下水環境課で説明させていただきます。

なお、今回は、この報告事項のうち、下水道に関する箇所について御説明させていただき、大気や河川水等については説明を割愛させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

県内の半導体関連企業の集積に伴い、環境への影響を懸念する声も寄せられていることから、多くの半導体関連企業が集積する台湾のサイエンスパークを訪問し、地元行政機関等に環境の状況について調査を実施してまいりました。

訪問先ですが、2ページを御覧ください。

台湾には、3つのサイエンスパークが整備されており、今回、新竹及び中部サイエンスパークを訪問いたしました。

3ページには、各パークの概要を記載しております。

4ページをお願いいたします。

台湾では、日本と同様に、水質や大気等に関する環境法令が整備されており、各パークでは、地元行政によるモニタリングが実施されております。JASMCの製造設備等のモデルとなる工場であるTSMCのFab15が立地する中部サイエンスパークのモニタリング結果について御報告いたします。

まず、水質についてですが、中ほどの水質のモニタリング調査、採取場所を御覧ください。

パークでは、各工場の排水は、パーク内の下水処理場に集められ、処理後、河川に放流されます。地元行政によるモニタリングは、下水処理場放流水、地下水、河川水の3か所で実施されています。

なお、放流水には排水基準が適用され、地下水及び河川水には環境基準が適用されません。

5ページが、下水処理場放流水の状況です。

モニタリングの結果を確認したところ、台湾の排水基準を全て満たし、また、ほとんどの項目が日本の排水基準内でした。

一部の項目は、日本の排水基準を満たしておりませんが、これは、日本の基準が台湾より厳しく設定されているためであり、本県に立地する企業は、日本の基準を遵守することになります。

6ページに調査結果を掲載しておりますが、青色部分が、日本の基準を満たしていない項目です。

14ページをお願いいたします。

サイエンスパーク周辺の環境状況の結果のまとめでございます。

地元行政によりますと、環境法令に基づく規制基準は遵守され、環境上の問題は特に見られない、環境基準等を満たさない項目が一部あるが、原因は、サイエンスパークではない、TSMCが原因で深刻な環境問題が発生している事実はないとのことでございます

た。

15ページは、下水処理場の排水処理の状況です。

サイエンスパーク内の下水処理方法は、基本的に日本と同様で、水質管理等も適正に実施されておりました。

16ページをお願いします。

下水処理水の一部は、場内の清掃や洗浄のほか、景観池などにも再利用されておりました。下水処理場内は、臭気もなく、清潔に保たれておりました。処理水放流口の水域は、目立った汚れや色、臭気もなく、魚が生息しており、良好な水質環境が確保されていることを確認しました。

18ページをお願いいたします。

TSMCの工場、Fab15を訪問し、環境への取組状況を確認してまいりました。TSMCは、法令を遵守し、環境負荷ゼロを目指した取組が行われておりました。

排水処理、水質保全の取組では、汚水を38種類に分けて回収するとともに、資源の循環利用なども推進されておられます。

20ページをお願いいたします。

環境負荷ゼロに向けた取組では、下水処理場から河川に放流される排水を高度処理し、工業用水として再生し、再び製造工程で再利用を推進する方針を掲げておりました。

22ページをお願いいたします。

今回の訪問調査のまとめとして、2点ございます。

1点目は、台湾のサイエンスパーク周辺では、地元行政との意見交換及びモニタリング結果を確認したところ、水質、大気の問題は、特に見られないとのことでした。

2点目は、TSMCは、台湾の環境法令を遵守されており、環境負荷ゼロを目指した取組を全社的に推進されておりました。

下水環境課からは以上でございます。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終

了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了したいと思います。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

○城下広作委員 ちょっとお尋ねです。

来週ですかね、何かツール・ド・九州があるということで、自転車が相当な数で走られ、スピードもあると。そのときに、一般にどのコースを使うか、細かく私、分かりません。町道、県道、国道あるか知りませんが、よく車では、道路瑕疵でパンクすると、ああだこうだとあるんですけども、自転車の場合、仮に穴が空いていれば、県道の感じで空いていれば、相当、バッタみたい、ぼんぼん倒れるだろうと思うんですけども、これは何か、このことに対して事前に道路の調査をすとかしないとかと、こういうようなことはあったのかなかったのか、やる必要があるとかないとか。自転車のほうがよけると、当たり前の話たいということで、ここらどういうふうに考えればいいんでしょうかね。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

ツール・ド・九州が今週の金曜日から始まりまして、日曜日が、ちょうど熊本コースを走ることになります。場所が、南小国町のほうからスタートして、南阿蘇までの約106キロになります。

このコースについては、事前に、主催者側と我々道路管理者のほうと一緒に走りまして、危険な箇所の点検はしております。結果的に申し上げますと、舗装、補修を今しまし

たのが約2万平米、区画線の引き直しが12キロ、矢羽根、走られるルートですけれども、それが500か所ぐらい。その他いろいろ指摘がありましたことは対応してますし、県道、県が管理する以外の町道とかも走りますので、そこについては、町のほうにも御報告して、補修が完了しているところでございます。

その他カーブ等の危険箇所については、主催者側のほうで、そのガードとか何かを設置するということでもしまして、もう私どもとしましては、一応道路管理者としての対策は完了しているというふうに考えております。

以上です。

○城下広作委員 それに関して、県の感じとして、大体どのぐらい予算がかかったんですか。

○高橋道路保全課長 もともと、このためにしたといいますか、その道路、もともと主要な幹線道路でございますので、いずれは補修が必要だったということがあります。それを前倒したところでありまして、今まで、先ほど御紹介します舗装、補修などにおきまして、約2億ぐらいかかっております。

○城下広作委員 いやいや、これ、安全にする部分は大変いいことだと思ひまして、何もなかったら、逆に言えば、そういうトラブルもあつたのかなと逆に心配するような案件だったらですね、一応確認して。恐らく国道関係、市町村も、それなりにちゃんとやっばり考えるべきという感じなんですね、一応参考で分かりました。

あと、1点だけ確認させてください。

これは、ちょっと今からもう少し時間をかけてなんで、現状だけ教えてください。

今、国のほうが、例の入札参加資格の申請、共同受付と。県と市町村、これが今ばら

ばらでやっているから、一本化して、要するに別の組織をつくって、ここで共同受付をして、県と市町村は、そこで、もう指名願の受付をするというような形で取り組んでいるところがあるんですけども、これは、例えば全国でやっているという認識があるのか、そういう情報は入っているか、また、熊本県が今後それをどう捉えているかというの、ちょっと今の現状で教えてください。

○森山監理課長 指名願の県と市町村の同時受付というお話でございますけれども、すみません、私のほうで全国の状況とかはつかんでおりません。過去には、熊本県でも、県と市町村と同時に指名願を受け付けた事例がございましたけれども、続かずに終わってしまったというような過去の例もございます。

基本的には、指名願といいますのは、各企業が、指名を受けたい公共団体に手を挙げるということですので、それぞれの県、市町村で独自の様式を作ったり、独自のシステムをつくって今受付をしているというのが現状でございます。

どうしてもシステムが伴いますので、これを一本化していくというものは、やはり時間がかかるというふうに認識しております。

一方で、業界からは、そういうふうに指名願の事務が煩雑ということで、せめて様式は統一していただけないかみたいな声もあってございまして、令和3年に総務省のほうから様式を統一しようという動きがございまして、県内でも、機会があるときに市町村に対してはそういう周知をしているところです。

県でも、今年の受付、これから受付をする分ですけれども、その標準様式でやろうということで今進めておりますので、これを今後市町村あたりに広げていくことができれば、システムの同時利用も含めて、一歩前に進むことができるんじゃないかなというふうに考えております。

○城下広作委員 ちなみに調べましたら、北海道、茨城、埼玉、千葉、三重、滋賀はもうやっております。共同企業体という形の分の受皿の分の法人を設けて、ここに申請をするという形ということをやって、一番早いところは、もう2011年に千葉がやっていて、現在に至るということでございます。

これはもう先ほど言われたように、いわゆる事業者が、もう指名願の時期になると全部の市町村に出す、期日も違う、そして書類も違うとなると、物すごくそれにエネルギーがかかって、そして、それがどうにかならぬかというのはもうずっと前からあったことで、総務省が、令和3年から、そういうことも考える時期じゃないか、ましてやこのDXの時代だからということも踏まえてやっていますので、これはちょっといろいろ今後、私もいろいろまた調べて、これでプラス・マイナスのことも県にあったりとかするでしょうし、そのことも踏まえながら、県も、残念ながら、九州だと、どこもまだないという状況でございます。やってるのも全国でも少ないから、これは今後要検討かなというふうに思いますので、一応認識といたしますか、そういうことをしていただければという要望でございます。

○堤泰宏委員 小碓橋より上流の白川の河川敷についてだったんですけども、昨年ちょっと地元要望があって除草の願いが出まして、地元の企業さんの協力で除草ができていくということで、今もう草刈りが、この前見に行ってきましたけれども、終わった直後の状態であったんですけども、白川の河川敷が、熊本市さんが、ちょっと河川整備にかなり力を入れて、公園化だったりとか、あと、遊歩道、サイクルロード等の整備を進めていらっしゃる中で、どうしても県との境目周辺が目立つという意見をいただいてまして、せ

めて地元等から、これ、もう小碓橋周辺だけではないんですけれども、年間2回程度、ちょっと除草の予算をつけてもらえないかというような話も出ておりました。

これは、今ツタ科の植物がちょっと慢性的に伸びてる状態で、年に1回除草だと、ちょっと地元の人が自分たちで刈りたくても刈れないというか、入るに入れないという状況が発生しているということでした。

予算の都合もあるとは思いますが、ほかの町村との兼ね合いもあるので、もしよければ、一回調査して検討していただけないかなというところでした。

私からちょっと要望のような形で、今の現状、もしどんな形になっているか教えていただければ助かります。

○仲田河川課長 今委員のほうからお話がありますとおり、小碓橋の左岸、特にJRまでの区間のところで、住民の方がやっぱり散策されるのに非常に今繁茂している状態で通りにくいという話は聞かせていただいております。

昨年度も草刈りをいたしまして、今年度もやっておりますけれども、今お話のとおり、なかなか予算的に厳しいところございまして、年に2回の除草につきましては、今のところ、なかなか厳しいなというふうに考えております。少なくとも最低1回は思っているところでございます。

あと、そのためには、できるだけ私たちもその維持管理費、除草費の予算のほうの確保のほうをしっかりと努めてまいりたいと思っております。

あと、もう1つ、私たちの河川のほうで、マイ・リバー・サポートなども行っております。これは、地元の方であるとか、企業の方々に河川の美化作業についてのお手伝いというのをやっていただく、そういった方々の活動に対して支援を行うというふうな活動でござ

いますけれども、そちらのほうにつきましても、今のマイ・リバー・サポートの制度につきまして、もう少し皆様方に使いやすくするとか、そういったものを検討しているところでございますので、そういったものを御活用できるような仕組みづくりも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○堤泰宏委員 マイ・リバー・サポートの件もお聞きしておったんですけれども、ちょっと地域の方々の高齢化と土木関係の会社の人手不足が影響して、ちょっとなかなか苦勞していらっしゃるということもありましたので、質問というか、要望のような形でお話しさせていただきました。なかなか厳しいところだと思いますけれども、私も御意見を聞いて、また上げていきたいと思っておりますので、どうぞ御検討のほうよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたします。

そして、最後に、要望書が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長